



# 令和3年度補助団体監査結果を公表します

☎ 大崎町監査委員室 ☎476-1111 (330)

地方自治法第199条第7項及び大崎町監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき補助団体監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、監査の結果を公表します。

## 1 監査の概要

### (1) 監査の対象

名称	曾於南部土地改良区
範囲	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業のうち、事業運営補助金に係る出納その他の事務の執行について
補助金の名称①	曾於南部土地改良区運営事業補助金
補助金の額	5,953,200円
補助金の名称②	曾於南部地区水利施設管理強化事業補助金
補助金の額	13,549,000円



### (2) 監査実施年月日 令和4年6月28日

### (3) 監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書及び預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。



監査の様子【曾於南部土地改良区】

## 2 監査の結果

- 令和3年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納されていた。また、補助金の使途については、必要とする事業支出に配分されており、目的に沿って執行されていることを確認した。
- 会計経理に関する事務処理並びに通帳等、適正に処理されていることが認められた。

令和4年7月5日

大崎町監査委員 遠矢 忠  
同 富重 幸博



# 町民体育祭は中止となりました

☎ 社会教育課 生涯スポーツ係 ☎476-1111 (425)

10月に開催を予定しておりました「町民体育祭」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたので、お知らせいたします。